奈良県告示第三百六十三号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成三十年二月二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

月三十日平成二十九年十一	御所市大字三室四二七	増田歯科医院
月三十日平十十二	桜井市大字桜井八七三	ノチオカ薬局
月三十日平成二十九年十一	大和郡山市田中町七六六一一	はばた整形外科
三十一日平成二十九年十月	貨店三階 生駒市谷田町一六〇〇 近鉄百	中島歯科医院
廃止年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称